

平成26年度第1回通学区域審議会の結果について（議事録）

- 日 時 平成26年8月27日(水) 午後4時15分～午後5時
- 会 場 教育委員室
- 出席者
審議会委員：藤井委員，橋立委員，卯柳委員，関口委員，五十嵐委員，柳田委員
鈴木肇子委員，湯澤委員，今井委員，櫻井委員，真壁委員，渡辺委員
（欠席：鈴木健一委員，勝田委員，大豆生田委員）
事務局：教育長，教育次長，学校教育担当次長，
教育企画課長，みんなでまちづくり課長，学校管理課長，学校教育課長，
学校健康課長，生涯学習課長，スポーツ振興課長，教育センター所長，
教育企画課長補佐，教育企画課企画グループ係長，事務局職員
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者 4名
- 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 委員，事務局紹介
 - 3 会長，副会長の選出
 - 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ① 平成25年度第1回通学区域審議会の結果について
 - ② 関係地区等からの意見について
 - (2) 審議事項
 - ① 通学区域見直し（修正案）について
 - ② 今後のスケジュール（案）について
 - 5 その他
 - 6 閉 会
- 会議の概要
 - 3 会長，副会長の選出
 - ・委員の互選により，会長に藤井委員，副会長に真壁委員をそれぞれ選出
 - 4 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 平成25年度第1回通学区域審議会の結果について
 - ・原案のとおり了承される。
 - ② 関係地区等からの意見について
 - (2) 審議事項
 - ① 通学区域見直し（修正案）について
 - ・原案のとおり了承される。
 - ② 今後のスケジュール（案）について
 - ・原案のとおり了承される。
 - ・次回の審議会では答申の提出に向けた最終協議を行う。

■ 意見の要旨

(1) 報告事項

委員： 関係地区等からの意見の1点目に「学区を確認した上で住宅を購入している。今の学区の学校に入学させたい。」とあり、3点目に「学区が変わると住宅の売却に不利になる。学区を変えないでもらいたい。」とある。この意見の意味は、学校にレベルの差があるという意味の意見なのか。それとも通学距離などの条件が変わるとという意味の意見なのか。

事務局： 1点目の意見につきましては、例えば「今泉小学校に通うことを想定して住宅を選んだ。」という意味であります。また、3点目の意見については、住宅の価値が変わるとの意味だと思われませんが、学校が変わることで価値が変わるかどうかについては把握しておりません。

(2) 審議事項

① 通学区域見直し（修正案）について

委員： 経過措置を設けることで特定の学校に子どもが集中し、大規模校化するような恐れはないのか。

事務局： 関係学校の児童・生徒数の状況について、例えば今泉小については、利用可能な普通教室数が24教室のところ、平成26年度の学級数は19学級である。今後の見通しとして平成32年度に予想される学級数は21学級であることから、現在のところは今の施設で対応できる見込みである。また、今泉小以外の学校については、教室に十分な余裕がある状況となっている。

委員： ここで決定されたとすると、住民への周知はいつから行う予定なのか。

事務局： 今後のスケジュールについては、本日、審議会で方向性が決まれば、9月に改めて通学区域審議会を開催して答申案についてご審議いただき、その後、10月に教育委員会に付議して審議し、了承されれば、通学区域を定める規則が改正となる。その後、11月以降に関係地区等への周知や自治会回覧による周知、広報紙・ホームページによる周知を考えており、これらに加えて不動産業者等への周知も行っていく予定である。

委員： 経過措置のほか、(3)その他に「指定校変更許可基準」による変更も例示されている。どういった状況だとどれ位の期間配慮されることになるのか、事務局にシュミレーションをお願いしたい。

事務局： 平成28年4月1日時点の0歳から6歳の住民について、小学校入学時に、経過措置の対象になる。その子ども達が小学校在学中に、弟や妹が小学校に入学する場合は、指定校変更許可基準の「指定校変更児童生徒の兄弟」に該当し、指定校を変更できる。

委員： 経過措置で小学校に入学した子ども達が中学校に進学する際は、配慮されるのか。

事務局： 中学校進学時には指定校変更許可基準の「指定校変更児童の中学校入学」に該当する。

委員： 非常に長期に渡る経過措置だと思われる。確認だが、所属する自治会により指定校を変更できるというのは、今回のケース以外の他の場所についてもそのような取扱いなのか。

事務局： 自治会を理由とした指定校変更については、本市の「指定校変更許可基準」のうち、「地理的理由」の一つとして「指定校以外の学区の自治会や子ども会等に所属しているなど、子どもの教育への影響を考慮し、指定校の変更が特に必要と認められる場合」という基準に基づくものである。また、これは、隣接した自治会に加入している場合を想定したものであり、隣接していない自治会への加入を理由とした指定校変更は難しいと考えている。

② 今後のスケジュール（案）について

委員： 関係地区への周知について、近年の状況として自治会加入率が低いという状況もあり、自治会に加入していない人達もいる。先ほど不動産業者にも周知するとの話もあったが、周知に当たっては漏れのないように丁寧に周知してもらいたい。

事務局： 周知に当たっては、丁寧に周知していく。